

目黒区廃棄物減量等推進審議会答申に向けた項目整理について

1. 経過・背景

- 当審議会は、平成26年7月16日に、目黒区長から目黒区一般廃棄物処理基本計画の改定にあたって、廃プラスチックの資源化やサーマルリサイクルをはじめとする現行計画の評価と区民意識や地域特性にあった環境と共生するまちづくりを推進するうえで、目黒区の清掃・リサイクル事業のあるべき姿について諮問を受けた。
- 平成18年3月に区民や事業者が協力して「ごみをつくり出さない工夫や啓発を積極的に行うことを実現する」施策として、「めぐろ買い物ルール」をつくり、各種イベント等で区民、事業者、行政の三者の協働による普及活動を展開してきた。
- 平成19年3月に改定した現行計画は、「快適で誇りのもてる循環型のまちめぐろ」の実現を目指している。この間、目黒区は平成20年10月には最終処分場の延命化のため、プラスチック製容器包装の資源化、古紙回収の一元化を行った。さらに平成26年4月には使用済み小型家電回収を開始し、リサイクル施策を全区域に展開してきた。
- 今回改定を迎える一般廃棄物処理基本計画期間内には、目黒清掃工場建替事業も計画されていることから、当審議会においても特別区の清掃工場のあり方について議論されたところである。
- ごみの減量とリサイクルの取組みにより一定の成果をあげ、目黒区のリサイクル率は、常に23区の上位に位置している。
- 目黒区におけるごみ量の推移を見ると、平成22年度の54,480トンから平成25年度54,933トンと横ばいの傾向にあり、リサイクル率については23区の上位を位置しているが、ここ数年27パーセント台後半で横ばいの状況にある。
- わが国の最近の廃棄物の動向として、平成25年5月に閣議決定された第三

次循環型社会形成推進基本計画では、リサイクルより優先順位が高い2 R【リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）】の取組み、有用金属の回収、有害物資の適正管理からなる「質にも着目した循環型社会の形成」の方向性が新たに示された。

2. 今後の取り扱い

- 当審議会では、これまでの審議会での議論と区民・事業者・行政が協働して資源循環型社会の形成に向けて、以下の取組みを提言し骨子としてまとめ、今後の審議会の議論を踏まえて、具体策を取りまとめて追記したうえで、区長への答申とする。

<提言その1>

地域特性を踏まえた取り組み

- 目黒区の人口と世帯構成は、単身世帯が占める割合は世帯総数の46.4%（平成22年国勢調査）まで上昇し、また、転入者も単年度で人口の約1割を占め、年々人口が増加する傾向にある。
- 平成13年度に8,415箇所だった集積所は、平成25年度には1万7,872箇所に膨らんできている。
- 単身高齢者・高齢者夫婦や共働き家庭の増加による集積所の管理に困難さを増す事例が数多く寄せられている。
- ワンルームマンション等、単身世帯が居住する住宅において、分別のルールを守らないごみの排出者が区民から指摘されている。分別のルールを守らない人が増える事は、ルールを守る人の不公平感が助長され、清掃行政に対する信頼を損ねることに繋がる。
- 今後の取り組みとして、高齢化社会、共働き夫婦への集積所のあり方や、若年・単身層を対象をしばった普及活動を積極的に展開し、並行して排出指導への強化策を講ずる等、きめ細かな行政サービスを提供していくことが必要である。

<提言その2>

家庭ごみのさらなる減量とリサイクルの推進に向けた取組み

- ここ数年のごみ量やリサイクル率の推移から、家庭で取り組むごみ減量や資源化には、ある一定の限度があると考えられる。
- 家庭ごみの「燃やすごみ」の組成割合から考察すると、生ごみと紙ごみの割合が依然として高い。
- 積極的に「めぐろ買い物ルール」を活用しつつ、生ごみの水切りや食品ロス・未利用食品のない買い物行動へ誘導することが重要である
- リサイクルより優先順位の高い2R【リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）】を視野に入れた取組みや、使用済み小型家電等、有用金属の回収といった新たな資源化促進事業の取組みを拡大していくことが重要である。
- ごみ減量によって、清掃事業に費やされる税金が削減できれば、他の施策に有効に活用されることを区民に啓発していく必要がある。
- 販売業者には過剰包装の抑制や食品残渣の対策として、リターナブル商品の拡大、食品残渣の抑制のためのバラ売り品目の拡大等、減量に向けた取組みを積極的に取り入れるよう働きかけることが重要である。

<提言その3>

事業系ごみ適性処理対策への取組み

○清掃事業の都から区への移管があった直後の平成13年度と平成25年度の持ち込みごみ量を比較すると減少率は17.2%、事業系廃棄物処理手数料の同時期の減少率が46.4%である。

単純に比較はできないが、有料ごみ処理券を貼付しない事業系ごみが、家庭ごみの中に混入していることが懸念される。

○家庭ごみへの事業系ごみの混入は、適性処理をして排出している事業への不公平感を助長し、廃棄物処理行政への信頼を損ねることに繋がるものである。

○適正処理事業者の不公平感を解消するための排出指導を強化するとともに優良事業者に対する経済的なインセンティブの導入、事業者の士気高揚のための表彰制度の導入等の方策を検討することが重要である。

○大規模事業者のごみ減量、リサイクル対策はかなり成果を挙げてきているが、中・小規模事業者は、経済的負担等でごみ減量・リサイクルへの取り組みが、難しいため、取り組みやすい方策を検討することが必要である。

<提言その4>

「めぐろ買い物ルール」のより発展的な取組み

- 「めぐろ買い物ルール」は、今までイベント等での積極的な普及活動によって一般家庭や個人には、ある一定の広がりや成果を上げてきた。
- 今後さらに発展していくためには、地域社会を構成している事業所・商店街等の団体に積極的な働きかけを行ない、アドバイザー的な役割で面的な広がりを持っていくことが大きく期待される場所である。
- 買い物ルールの参加店の拡大に向けては、区内にあるリサイクルショップ等も視野に入れた取組みも重要である。
- エコライフめぐろ推進協会、町会、事業所、商店街といった地域組織と行政が一体となり、横断的な取組みを具体化する方向性を再検討するとともに、地域活動団体の支援を考慮した内容を盛り込むこと。

< 提言その5 >

23区清掃事業にかかわる取り組み

- 特別区の廃棄物処理は、23区で収集・運搬を行い、東京二十三区清掃一部事務組合が中間処理(清掃工場の管理運営)を行い、最終処分を東京都に委託して行う三層構造になっている。
- 当審議会においては、東京二十三区清掃一部事務組合、東京都、23区のごみ減量目標に対する整合性が議論されたところである。
- 目黒清掃工場は平成29年度から平成34年度に建替工事を予定をしている。工事期間中も区民の安全・安心、環境負荷の低減を図ること。
- 計画改定にあたっては、東京都、東京二十三区清掃一部事務組合、特別区が連携した廃棄物の減量や資源化に向けた方向性を示すこと。

<提言その6>

環境教育・普及啓発の取り組み

- 高度経済成長時の豊かさの裏に大量生産、大量消費がもたらした環境への負荷の大きさは計り知れない。
- 現行計画では、次世代を担う子供たちが、幼児期から実践的な環境を学べる場の提供や、家庭での具体的な取り組みの普及活動を積極的に取り組んできた。
- 次の展開として、経済活動の中核を担っている事業者、商店街等の特性にあった環境教育や普及啓発の検討が必要である。
- 目黒区はリサイクル推進都市宣言区としてリサイクル事業を拡大して一定の成果を上げてきたが、今後はより優先度の高い2R【リデュース（発生抑制）・リユース（再使用）】にも目を向けた普及啓発を強化していくことが大切である。

<提言その7>

低炭素社会づくりへの取り組み

- 目黒区環境基本計画は「地域と地球の環境をはぐくむまちめぐろからの挑戦」を目指すべき環境像に掲げ、二酸化炭素排出量の削減やエネルギー消費の抑制等、低炭素社会づくりを推進することとしている。
- 清掃・リサイクル事業においても、二酸化炭素排出抑制した車両、次世代エネルギー車両導入の促進、作業効率を高めた収集・運搬作業による清掃リサイクル車両の削減に取り組むこと。
- 燃やすごみの削減目標を明確に数値化し、清掃工場での焼却量の最少化を進めること。
- 区の環境基本計画との整合性をはかり、資源循環型社会づくりや低炭素社会づくりの方策による相乗効果をもたらすことが期待される。

<提言その8>

家庭ごみの有料化に向けた取り組み

- 家庭ごみの有料化は、ごみ減量やリサイクルが推進されること、減量する人としらない人の負担の公平が解消されることや、ごみ問題に対する意識の向上が図られること等の理由で、全国的に（東京都内においては多摩地区での導入）が進められてきているところである。
- 23区のごみ有料化は以前から重要課題となっていたところである。導入が難しい大きな理由としては、ごみの中間処理が23区共同処理であること、有料化に伴う料金体系の見直しや不法投棄対策、個別収集等の実施により清掃事業費の大幅な増加という問題がある。
- 他区や清掃一部事務組合と連携して課題解決の取り組みを継続して検討を重ねていくことが必要である。

<提言その9>

有害ごみの適正処理に向けた取り組み

- 平成25年10月「水銀に関する水俣条約」が採択された。今後水銀を使用した製品と輸出入の規制に関連して、さまざまな規制が行われることになる。
- 水銀が含有されている蛍光管の分別収集、資源化については、喫緊に取り組むべき重要課題である。
- 環境汚染の抑制や区民の安全で安心に向けた方策として、実施時期と取り組み内容を明確にすべきである。

<提言その10>

関係組織への働きかけ

- プラスチック製容器包装の23区統一基準による処理等、地域の要望を踏まえた国等、関係組織への働きかけを行っていく必要がある。

廃棄物をめぐる動向と課題について

1 国の動向（別紙1 第三次循環基本計画のポイント）

平成25年5月に閣議決定された循環型社会形成推進基本計画は、循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図る

（1）現状と課題

- ・我が国における3Rの進展
- ・循環資源の高度利用・資源確保
- ・安全・安心の確保
- ・世界規模での取り組みの必要性

（2）第三次循環基本計画における基本的方向

質にも着目した循環型社会の形成

- ① リサイクルより優先順位の高い2R（リデュース・リユースの）取組がより進む社会経済システムの構築
→「めぐろ買い物ルール」
- ② 小型家電リサイクル法の着実な施行など使用済製品からの有用金属の回収と水平リサイクルの高度なリサイクルの推進
→「使用済み小型家電の回収」
- ③ アスベスト、PCB等の有害物質の適正な管理・処理
→水銀などの対応
- ④ 東日本大震災の反省点を踏まえた新たな震災廃棄物対策指針の作成
- ⑤ エネルギー・環境問題への対応を踏まえた資源循環・バイオマス資源のエネルギー源への活用
- ⑥ 低炭素・自然共生社会との統合的取組と地域循環圏の高度化

2 都の動向（別紙2 東京都廃棄物処理計画について・概要版）

（1）東京都廃棄物処理基本計画（平成23年度～27年度）

計画目標 「平成27年度の最終処分量を平成19年度比30%減とする」（125万トンに削減）

（2）基本的方向

3R施策の促進

＜発生抑制・リユースの促進＞

- ・ごみを出さない社会の定着 →めぐろ買い物ルール

- ・家庭ごみの有料化 →家庭ごみ有料化検討
- <リサイクルの促進>
 - ・都市鉱山の開発 →使用済み小型家電の回収
 - ・静脈物流の効率化
 - ・熱回収の高効率化
 - ・埋立処分場からのメタンガスの活用
- <3Rの取組を支える体制づくり>
 - ・グリーン購入の普及啓発活動
 - ・環境教育・普及啓発の推進 →環境学習

適正処理の促進

- <有害廃棄物の適正処理の促進>
 - ・微量PCB廃棄物の適正処理のための体制整備
 - ・都の処分での飛散アスベスト受け入れ継続
 - ・水銀使用量の削減と適正処理 →区ごみ収集との関連
- <産業廃棄物の適正処理の促進>
 - ・飛散性アスベスト、廃石膏ボードの分別・適正処理の徹底
 - ・産廃Gメンの活用等による不法投棄撲滅のための指導強化
- <一般廃棄物の適正処理の促進>
 - ・エアゾール缶、ライターなどの危険物、在宅医療廃棄物等の適正処理の促進
→区ごみ収集との関連
- <廃棄物処理施設の適切な管理運営>
 - ・埋立処分場の環境負荷、維持管理費用の低減
 - ・区市町村のリサイクル施設等への指導、助言

静脈ビジネスの発展の促進

- <優良な処理業者が優位に立てる環境づくり>
 - ・排出事業者の適正処理コスト負担
 - ・業界構造、実態の把握に努め、処理業者・リサイクル業者を専門家として育成
- <スーパーエコタウン事業の推進>
 - ・スーパーエコタウン事業者の成果を先進的な取組事例として、国内外に向け積極的に情報発信
- <共同技術研究の実施>
 - ・廃棄物処理技術、リサイクル技術の高度化を図るため産学連携による共同技術研究調査の実施

3 東京二十三区清掃一部事務組合の動向（別紙3 一般廃棄物処理基本計画改定検討委員会中間報告（概要版））

（1）計画改定の基本的考え方

- ・計画目標は、経営計画の基本方針に沿って「循環型ごみ処理システムの推進」とする。
- ・計画期間は、平成27年度から平成41年度までの15年間とする。
- ・東日本大震災後の社会環境の変化を踏まえ策定する。
- ・ごみ量などの予測については、社会経済情勢や関連法令など趣旨を踏まえて行う。
- ・施設整備計画については、財政負担の低減、平準化についても配慮して策定する。
- ・国、都、23区の計画との調和を図り策定する。

（2）改定基本計画の施策の体系

<目標>

循環型ごみ処理システムの推進

<施策>

- ① 効率的で安定した中間処理体制の確保
- ② 環境負荷の低減
- ③ 地球温暖化防止対策の推進
- ④ 最終処分場の延命化
- ⑤ 災害対策の強化

以 上